

京都の文化財

第三十八集

京都府教育委員会

序 文

京都府教育委員会は、昨年三月に京都府文化財保存活用大綱を策定しました。その中で、「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること」を目指すべき将来像と定めました。その将来像に向け、地域が一体となって文化財を守り伝えていく環境づくりに取り組んでいるところです。文化財には、地域の歴史や文化を理解する上でも、地域の未来を考えていく上でも大変重要な価値があります。その重要性が認識され、地域に愛され、誇りとされるためには、まずは地域の文化財を知ることが大切です。

本誌は、令和元年度に本府が指定した六件の文化財の紹介と、登録をした暫定登録文化財七五件の一覽を掲載しており、府内の貴重な文化財を発信する内容となっています。

刊行に当たり御協力をいただいた各文化財所有者と関係機関の皆様には感謝申し上げますとともに、本誌が京都の歴史や文化を御理解いただく上での一助となり、府内の文化財の保存と活用に役立てば幸いです。

令和三年一月

京都府教育委員会

教育長 橋本 幸三

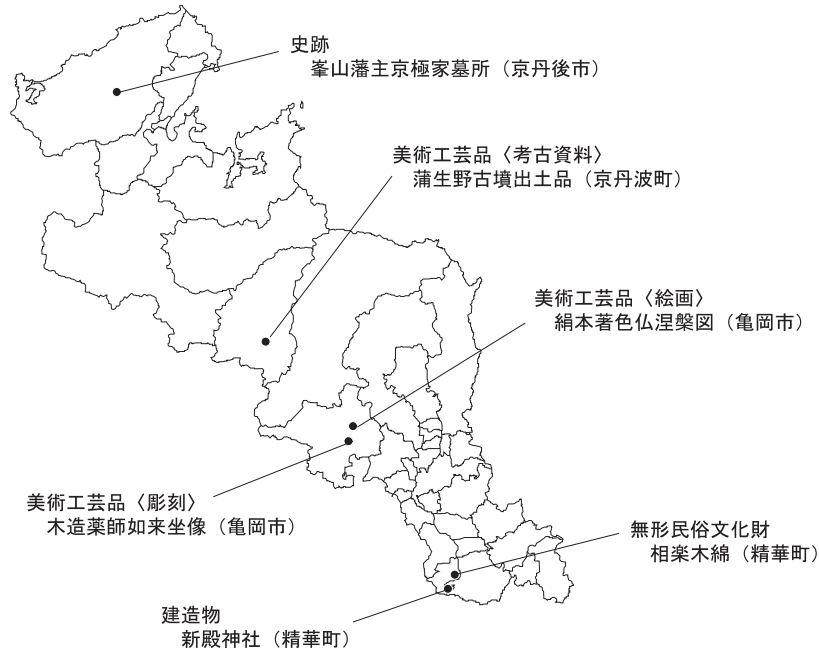
凡例

- 一、本図録には、令和元年度の京都府指定・暫定登録文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 - 名称 員数
 - 所在地の住所
 - 所有者
 - 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
 - 時代
 - 解説
- 四、本文は令和元年度に京都府文化財保護課が作成した調書をもとに編集した。また各文末に執筆者名を明記した。

目次

有形文化財				
建造物	新殿神社本殿、末社八王子社	精華町	・	4
美術工芸品				
絵画	絹本着色仏涅槃図（極楽寺）	亀岡市	・	10
彫刻	木造薬師如来坐像（願成寺）	亀岡市	・	14
考古資料	蒲生野古墳出土品	京丹波町	・	19
無形民俗文化財				
相楽木綿（保護団体 相楽木綿の会）		精華町	・	22
史跡名勝天然記念物				
史跡	峯山藩主京極家墓所	京丹後市	・	24
令和元年度指定文化財一覧			・	28
令和元年度暫定登録文化財一覧			・	32

※これまで刊行された『京都の文化財』、『守り育てようみんなの文化財』は、京都府教育委員会文化財保護課のホームページで閲覧することができます。
<http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/>



建造物

新殿神社 しんでんじんじや 本殿 ほんでん 末社八王子社 まつしやはちおうじしや

二棟

相楽郡精華町大字山田小字医王寺

宗教法人 新殿神社

構造形式

本殿 一間社流造、銅板葺

附 棟札

天文拾六年丁未十一月十三日年預衆の記がある

末社八王子社 一間社春日見世棚造、銅板葺

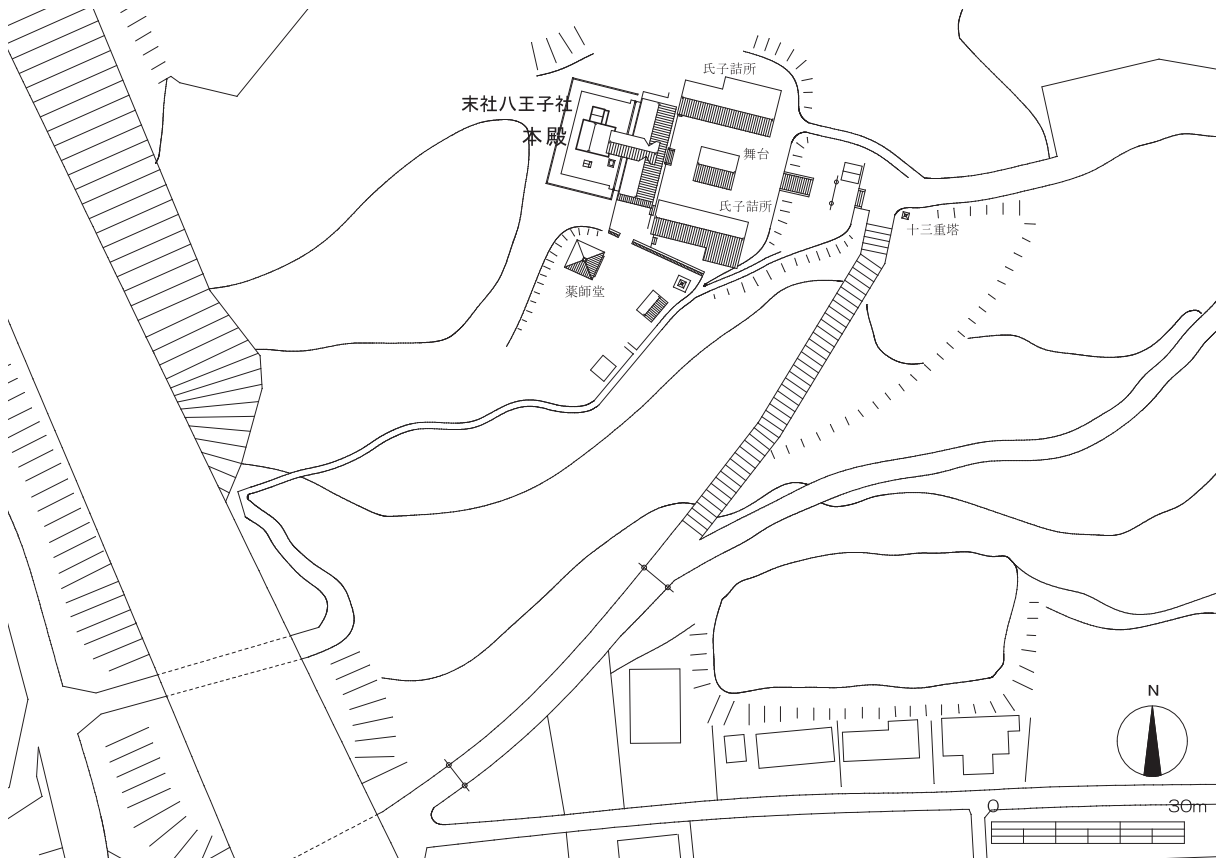
建立年代

本殿 天文一六年（一五四七）一棟札一

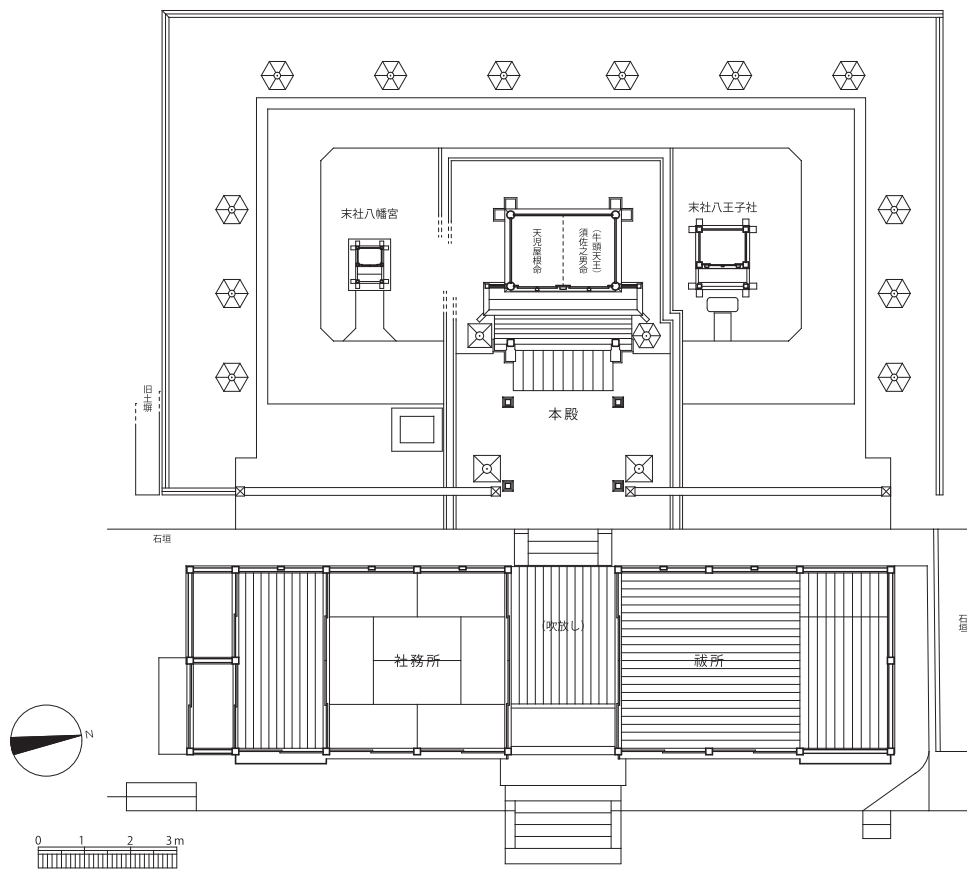
末社八王子社 一六世紀中期

説明

新殿神社は、旧山田村及び乾谷村の産土神で、素盞鳴尊と天兒屋根命（春日大明神）の二柱を祀る。本殿棟札や地区に残る文書によれば、古くは素盞鳴尊ではなく牛頭天王を祀り、明治の神仏分離令に際して、祭神が素盞鳴尊に整理されたとみられる。創建沿革については詳らかでないが、応長元年（一三二一）二月二日に綴喜郡普賢寺村（現京田辺市大字普賢寺）より勧請遷宮されたと伝え、かつては「天王宮」または「植樹神社」と呼ばれていた。隣接して別当医王寺があり、年記銘がある梵鐘「応長二年（一三二二）、府指定有形文化財」や石造十三重塔「延徳三年（一四九二）、重要文化財」等を残す。これらの史料からは、南山城の戦乱期に荘園として山田庄が成立し、地域の惣が形成されたことで産土神を勧請、神社を創建し



新殿神社 境内配置図



新殿神社 配置図



境内主要部 全景

舞台（中央）、氏子詰所（左奥）、社務所・祓所（右奥）があり、今でも宮座による神社の維持運営がなされている。

た可能性が考えられるが、確証がなく推測の域を出ない。しかしながら、中世に起源をもつ南・北・楠座の三座による宮座があり、少なくとも室町時代を下らない時期に創建されたものとみられる。

敷地は、山田川北方の木津川台丘陵東端に所在する。丘陵下の南西向きに鳥居を構え、北東へ台地を登り敷地主要部に至る。主要部は東面して入口を開き、中央に舞台を置き、南北両脇に氏子詰所（座）を設ける。舞台奥に中央間を吹き放しとする社務所・祓所を配し、その奥に石垣・塀で囲われた社地を形成して、南より末社八幡宮・本殿・末社八王子社を並び建てる。なお、土塀を境界として敷地主要部の南方には別当医王寺の跡地があり、薬師堂・宝篋印塔が残る。

本殿は、境内主要部の西端、社務所・祓所の奥に石垣とブロック塀（外側には旧土塀の一部が残る）に囲まれて東面して建つ。正面に板唐戸を二組構え、南に天児屋根命を、北に素盞鳴尊を祀る。

現社殿は、棟札より天文一六年（一五四七）十一月三日、大工藤原玉次らの造営と分かる。建立後の修理の経過については明らかでないが、軸部における当初材の残存状況が良いことから、中近世を通じて屋根葺替えや塗装塗替え等の維持修理が適時繰り返されてきたと考えられる。近代に入ってから、大正一四年（一九二五）に屋根葺替えを行い、昭和五年（一九八〇）に屋根を檜皮葺から銅板葺へ変更し、平成二一年（二〇〇九）に土台や壁板、縁板等の取替えと塗装の塗替えが行われた。

構造は、一間社流造、銅板葺で、桁行一間、梁行一間を身舎とし、正面に板唐戸二組を吊り込み、側背面は板壁、身舎を丸柱、庇を面取角柱とする。階下に浜床がなく（現状は仮設で床が置かれる）、正面のみに縁を付し、身舎前方柱列両脇に脇障子を設ける。この正面構成は、春日大社本殿〔文久三年（一八六三）、奈良県奈良市、国宝〕を典型とした春日造によくみられる形式で、流造の建物ではあまり例をみない。軒は疎垂木とし、身舎四枝に対し、蠅羽二枝と蠅羽の出を大きく取り、化粧小舞を置いて裏板を張る。全体的に裝飾の少ない簡素な造りで、水引虹梁端にのみ絵様を施した木鼻を付ける。なお、昭和五年に小屋裏より発見された棟札は、



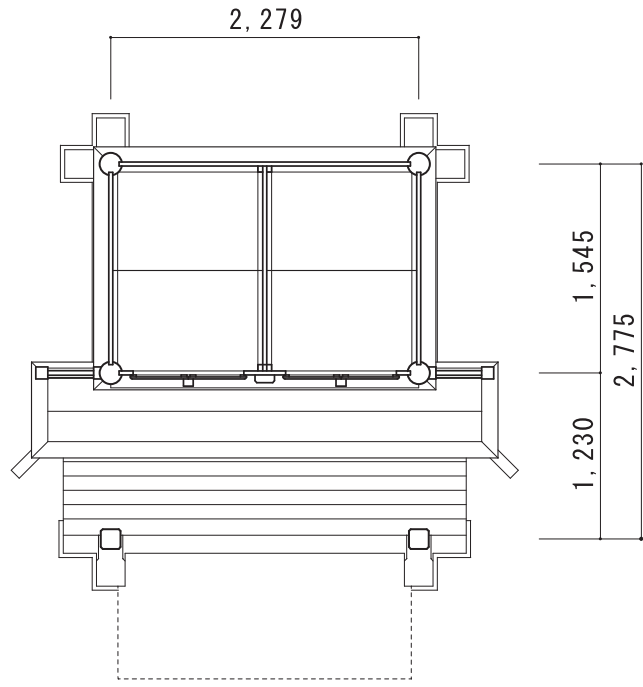
本殿（左）及び末社八王子社（右） 外観



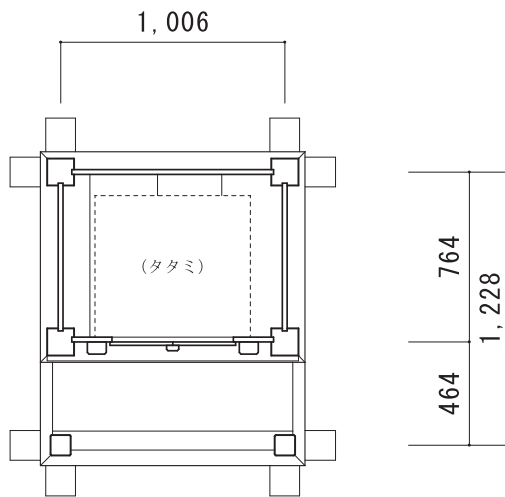
棟札 総高一九七・七 幅八・八 厚一・七、材種 ヒバ(アスナロ)か、木目 柃、仕上げ ヤリガンナ

翻刻(表) 上棟 山城國相樂郡山田庄 天王宮 天文拾六年丁十一月十三日年預衆 大工藤原玉次

左衛門九郎 左衛門五郎 力千代



本殿平面図



末社八王寺社平面図

ヤリガンナで丁寧仕上げたもので、同様の加工痕は本殿の主要構造材にも確認できる。

水引虹梁端の木鼻に施された線形は、高鴨神社本殿（天文一二年（一五四三）、奈良県御所市、重要文化財）の身舎頭貫木鼻に酷似し、細部意匠からも棟札にある天文一六年の建立が裏付けられるが、木鼻下方に施された「しかみ」や庇の頭貫が虹梁型になる点等の、桃山時代以降一般的に見られるとされる技法が、すでに室町時代後期からみられる点が興味深い。

本殿正面に浜縁を設けない春日大社の形式では、本殿に祭礼空間を直接付加せず、「春日権現験記」（延慶二年「一三〇九」、宮内庁所蔵）にみられるように、前方に建てられた楼門の土間に御座等を敷いて神事を行っているが、当社でも本殿前方に建てられた社務所・祓所の吹放ちの中央間で神事が行われており、現在の祭礼形式が春日大社に影響を受けている可能性があることを示唆する。南山城地域では割拝殿のように中央間を土間とする拝殿が多く分布し、本殿の構造及び平面形式だけでなく、門及び拝殿等を含めた空間構成や祭礼形態においても春日大社の影響を受けているものと推測できる。なお、春日大社本殿のように正面のみに縁を設け、身舎正面柱通りに脇障子が取付く形式の流造社殿は、御霊神社本殿（室町時代前期、木津川市、重要文化財）等が類似として挙げられ、当本殿の形式は春日大社の影響下にある南山城・大和における地域的特徴といえる。

末社八王子社は、社務所・祓所奥の塀で囲われた社地に本殿と並び建ち、牛頭天王の眷属にあたる八王子権現を祀る。創建については資料を欠くが、本殿に牛頭天王が祀られていたことを考えれば、神社の草創に関わり創建された可能性が考えられる。

現在の八王子社の建立を示す資料は見当たらないが、破風板の曲線や降懸魚の外形が類似することから、本殿と同時期の一六世紀中期の建立とみられる。建立後、宝暦三年（一七五三）二月に西御役所宛て普請願書を提出しており、修理に際しては欠失した鯉木・千木を復旧しない旨が記載されていることから、旧は厚板段葺の



木鼻 線形詳細
（上：高鴨神社本殿、下：新殿神社本殿）



本殿正面 詳細

屋根に檼木及び千木を掲げていたことが分かる。

一間社春日見世棚造、銅板を被覆した厚板段葺で、身舎を桁行一間、梁行一間とし、正面に板唐戸を吊り、背側面には板壁を嵌め、身舎を角柱、庇を面取角柱とする。身舎・庇ともに板軒で、身舎の正面障泥板と背面破風板間及び庇の縫破風板間に茅負を架け渡し、屋根厚板を受ける。庇は、身舎妻面の両軒先間よりやや幅を狭めて取付き、身舎との見切板は、春日造の古式を伝える破風板から障泥板へ発展する途上のもので、身舎の破風板から造り出す障泥板を形式とする。

以上より、本殿は、正面のみに縁を付けて身舎正面柱通りに脇障子を設けた正面構えに、流造の屋根を架けた特異な形式で、春日大社の影響を受けた南山城の地域的特徴を顕著に示す。また、建立年代が明らかで、木鼻に施した「しかみ」にこの時代としては発達した技法がみられる等、建築技術の発展を考えるうえで時代の指標となり貴重である。また、末社八王子社は、厚板段葺の春日見世棚造で、全国的にも類例の少ない屋根形式を今に伝える。庇と身舎の見切りの障泥板は、底が直接破風板に取り付く形式から障泥板へと発展していく過渡的な形状を示し、春日造の展開を考えるうえで学術的に価値が高い。

(村瀬 由紀史)

参考文献

精華町『精華町史』平成元年～八年

京都府文化財保護基金『京都の社寺建築(南山城編)』昭和五四年



末社八王子社 側背面
本殿と同じく、螻羽の出が大きく中世の特徴を示す。



末社八王子社 障泥板詳細
障泥板が取り付く位置の下端は丸く削られ、破風板から障泥板へと発展していく過渡的な形状を示しているものとみられる。

美術工芸品

絹本着色 仏涅槃図

一幅（絵画）

亀岡市河原林町勝林島稲荷五一

宗教法人 極楽寺

法 量 縦 一七二・〇 横 一六八・八

単位 センチメートル

品質構造

絹本着色掛軸装。料絹は四副一鋪で右から三七・九、四五・九、四三・一、四一・九の絹幅を認める。

記 録

（箱蓋表墨書）

丹州桑田郡勝林嶋萬年山極楽禪寺什物涅槃像

以表具損壞重加修補焉

元禄十四載辛巳極月日 願主令以首座

（箱蓋裏墨書）

白銀三十目 当村信男女若干仁所檀度也 青銅四貫伍百参拾六文 廣

垣内村 江尻丸 法貴 龜山安町 室橋 湯井 中村 毘沙門 北庄

神前 黒田 舟枝 馬路 龜山柳町 寺村 国分 穴太 宇津根 出

雲 保津 川原尻 馬場條 龜山紺屋町 同雑水川町

（改行）

并河 京城 以上廿六所若干人之所施也 白銀十三文目 桂吉太夫安

町庄右衛所勸化也 現住令以記焉

図 様

絹目の細かい四副一鋪の料絹に仏涅槃の様子を描く。

画面中央に大きく牀台上に瞑目して横たわる釈迦を中心に、菩薩、仏弟子、天部、俗人らが描かれ、画面最下部には種々の動物が配される。牀台周辺には、川の流れ

を背景に八本の沙羅双樹が枝を伸ばしている。画面右側上方には、雲に乗る阿那律と摩耶夫人一行が描かれる。

中央の釈迦は、右手枕して、左手を体側に沿わせ、両足を伸ばして牀台上に横たわる。肉身部は白肉身に金泥を刷く。白毫は白色、唇は朱色で描く。髪は群青色を塗り、肉髻珠を朱色で表して金色の同心円状の文様を入れる。釈迦の着衣は大衣に袈裟を重ねる。袈裟は朱色地とし、田相部には金の雷文繫ぎ文を表し、条葉部には截金二重線を表す。袈裟の折り返し部は淡青色、裳は緑で、ともに衣文線を墨で描きおこす。

牀台は向かって左側面を見せるように描かれ、上面は淡青色に白色宝相華文散しとする。また、釈迦が右手枕するにもかかわらず、釈迦の頭部後方には緑色の蓮台状の枕をのぞかせる。

釈迦の横たわる牀台周囲には、諸菩薩および仏弟子が描かれる。天部は、牀台奥の諸菩薩、仏弟子衆の後ろを囲むように配され、さらに画面右下に龍王および金剛力士阿吽二体が表される。

俗人は、画面右側の釈迦の頭部の手前側と、釈迦の足元近くに配される。うち、釈迦の足元に供え物を捧げる人物は純陀とみられる。

画面下部には四五種に及ぶ動物が配され、獅子や象、虎、豹といった通例のものに加え、多くの小鳥や百足、昆虫、魚類、エビ、カニも描かれる。このうち二二種の動物が、花を持って釈迦に捧げる姿で描かれる。

沙羅双樹は左手前、左奥、右手前、右奥に各二本ずつの計八本描かれ、左側の四本は花を咲かせた姿、右側の四本は花や葉が白化した姿をあらわす。双樹の間からは雲気がたちのぼるさまが描かれる。

上方右上の摩耶夫人は天人三人とともに立像で表され、杖を持って振り返る阿那律とともに雲に乗った姿で描く。

伝 来

極楽寺は『南桑田郡志』によれば応永元年（一三九四）の在泉希讓の開基といい、



①

①阿那律に先導される摩耶夫人、②画面下方に描かれる魚やカニ、③涅槃に入る釈迦、④全図



②

③



④



寛文二年（一六六二）菊隠和尚の代に現在地に移したと伝わる。創建を記す記録はなく、元の所在地も詳らかでないが、開基とされる在泉和尚の嘉慶二年（一三八八）の奥書のある大般涅槃経四〇巻が同寺に伝来する。箱蓋表の墨書により、元禄一四年（一七〇一）に修理が行われたこと、その時点で極楽寺の什物であったことが判明する。

平成三十一年三月京都府暫定登録文化財に登録。

保存状態

全体に絵具層の剥離が著しく、修理を要する状態である。ただし、本紙の欠失は部分的であり、後世の大規模な補筆は認められない。

時代 南北朝時代

説明

本作は亀岡市河原林町の極楽寺に伝来した涅槃図である。その制作の経緯は詳らかでないが、箱蓋表に記載される墨書から、元禄一四年（一七〇一）には少なくとも同寺の所有であったことが確認できる。本図は四幅を縦ぐぼ正方形の画面の中央に涅槃に入る釈迦の姿、周囲に種々の会衆が圍繞する様子を描く。現状画面左右端の図様が途切れており、当初はもう少し横長の画面であったと考えられる。

本作品における構図、図像、表現方法、描法は、全体を通し、平安時代以来の古様から鎌倉時代以降一般的な新様式へと至る過渡的な表現を示している点において特徴的である。第一に、構図に関し、そもそも涅槃図の形態は一般に牀台の右側面を見せ、釈迦が両手を体側に付けて両足を伸ばすものと、牀台の左側面を見せ、釈迦が右手枕して膝を曲げて横たわるもの大きく二種に分かれ、前者の形式を平安時代以来の古様を示す第一形式、後者を鎌倉時代以降に一般化した新様を示す第二形式と呼称する。本図は、牀台の左側面が見えるように描き、釈迦が右手枕して横たわる点で、鎌倉時代以降一般化した第二様式に依っている。しかしながら、膝を曲げずに両脚をすんなり伸ばす点や、蓮台状の枕を描き込む点は、平安時代以来の第一様式をとどめた姿である。

第二に、周囲の会衆や動物の図像に関しても同様の傾向が指摘できる。すなわち、描き込む動物の種類が四五種と増加している点は新しい傾向といえるが、その描写は総じて伝統的で、高麗画の常德寺本や、長福寺本（重要文化財）などの中国・朝鮮絵画に強い影響を受けた作例にみられる、手長猿や駱駝、穿山甲などの珍しい動物や、猛獣らしい頭の大きく太った姿の虎や豹といった新たな表現は、本作品には認められない。また人物表現についても、阿那律に先導される摩耶夫人を立像で表す点は新形式に一般的な表現を踏襲している一方、同じく新形式に一般的な、倒れ込む阿難や、釈迦の足を拝礼する老女のモチーフ等は見られない。

第三に、表現方法や描法に関しては、打ち込みや抑揚のある暢達な肥瘦線に、宋元画の羅漢図等の影響がみられ、牀台上面の白色宝相華文は、金あるいは高麗の原本に基づくとされる奈良・東大寺の香象大師像（重要文化財）の散華に近い表現を見せており、中国画からの新たな影響が認められる。その一方、表現方法は全体的に伝統的で抑制の効いたものであり、截金による繊細な文様や彩色など、概して丁寧に破綻なく描かれている。このように、本作品は根底として平安時代以来の古様を残しながらも、部分的に鎌倉時代以降の新様を導入している点において、過渡期的作品と考えられる。

以上のような過渡的表現に特色のある本作品と共通性の高い作例として、鎌倉時代の香川県興田寺本仏涅槃図（重要文化財）が挙げられる。牀台の左側面を見せ、右手枕して両足をすんなり伸ばす釈迦の姿をはじめ、参集する会衆や主要な動物の配置や図像も細部にわたるまで共通しており、本図は興田寺本と系統を同じくすると考えられる。ただし、降下する摩耶夫人が画面右側に立像で表される点や、牀台上面の白色宝相華文が中国画に基づく表現をみせる点において、極楽寺本の方がより新しい様式を示している。よって、本作品は興田寺本より時代の下がる南北朝時代の制作と考えられる。同系統の作品は類例が少なく、貴重なものである。

さらに、本作品の独自性は、画面下端に描かれた三匹の魚とエビ、カニという海の生物と、折枝花を啜えた禽獣の図像にある。魚類を描く例としては島根県鯉淵寺

本や京都府遍照寺本が知られるものの類例が少なく、本作のようにイセエビのようなエビを描く作例は他に知られない。また、四五種の禽獣のうち約半数にあたる二二種の動物が花を啣え、釈迦に献花する姿で描かれる例は、亀岡市金輪寺の仏涅槃図（重要文化財）が知られるのみであり、非常に珍しい。

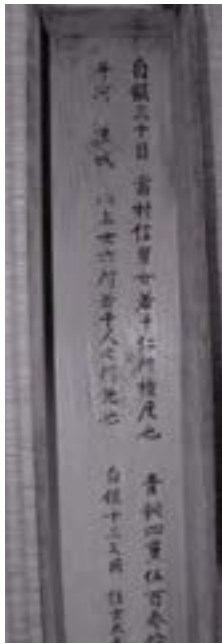
このように本作品は、鎌倉時代以降の新形式を部分的に取り入れながら、なお平安時代以来の造形的特徴を残した過渡的表現を見せるものであり、類例の少ない與田寺本系統の涅槃図の現存例として貴重なものである。また、特に動物表現においては、海洋生物および折枝花を啣える禽獣の表現など、非常に珍しい表現を含んでいる。類例の少ない図像的特徴を有する、丹波地域に伝来した中世涅槃図の優品として高い価値を有するものである。

さらに本作品は、箱蓋表の墨書から、元禄一四年に修理されたことが知られる。蓋裏に列挙される、修理に際して布施を行った人々のいた地域は、南桑田郡の多くの村や船井郡の一部など、広範囲にわたっている。本作品が南丹波一円の人々によって守り伝えられてきた状況がうかがえ、地域の歴史を考える上でも意義深い作例といえる。

（桑原 正明）

〈参考文献〉

河原林町史編纂委員会編『河原林の歴史』平成二四年



裏1
箱蓋裏墨書
(裏1～裏4)



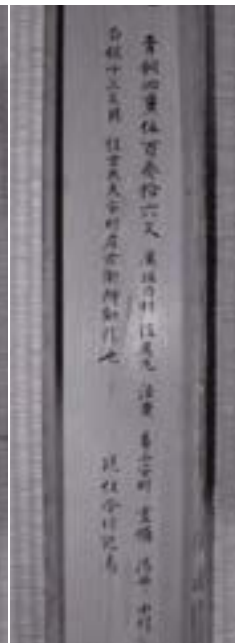
表2



表1



裏4



裏2



表4



表3

箱蓋表墨書 (表1～4)

木造薬師如来坐像

一軀（彫刻）

亀岡市大井町並河一丁目三五の一四

宗教法人 願成寺

法 量

像高	八九・六	髮際高	八二・一
頂一顎	二六・三	面長	一六・六
面幅	一四・四	耳張	一六・三
面奥	二二・四	腹奥	二八・一
胸奥	二三・七	膝張	五八・五
肘張	五〇・三	膝奥	五二・三
膝高（右）	二三・三		
光背高	一四三・〇	同幅	九四・五
二重円相高	一〇七・〇		
頭光張	四四・〇	同厚	二・〇
身光張	六八・〇	同厚	二・〇
光脚張	六五・二	同厚	四・〇
同高	一一・〇		

単位 センチメートル

形 状

〔本体〕 螺髮粒状（後補）。肉髻珠をあらわす。耳朶環状貫通、二道をあらわす。衲衣は左肩を覆い、右肩に少しかかる。ただし、現状の着付けは左肩表面にかかる衲衣の衣端の処理が不合理で、別材をかけているかのように処理される。両腕をもに水平に差し出し、左手は掌を仰いで薬壺を載せ、右手は第一・三指を捻じて施無畏印を結ぶ。正面を向き、左脚を外にして座る。



木造薬師如来坐像（左背面）



木造薬師如来坐像（全身正面）

〈光背〉 二重円相光。

〈頭光〉 円形。中心に八葉蓮華（素文）。これを囲んで圈帯を巡らせ、縁は紐・連珠（方形）、列弁で囲む。圈帯は素文であるが現状彩色花文が残る。

〈身光〉 円形。中心を丸く透かし、その周りに、圈帯を巡らせ、その内区と外区を紐一条の刻線でくくる。圈帯の処理は頭光と同じ。縁も頭光に準じる。

〈光脚〉 素弁の七葉。下端に紐・連珠（方形）・紐をあらわす。

品質構造

〈本体〉 針葉樹材。一木造。内刳なし。漆箔仕上げ。彫眼。

頭体を通して、木心を後方や左に外した縦一材から彫出し、右上膊（肘上まで）、左肘までを含む。左前膊は、肘周りの衣も含み、肘から先を一材で彫出し、袖に差込む。左肘外には小材を短く。左前膊上半に嵌木をする。左手首先に別材を短く（当初の左手首は逆凸状の柄を作つて前膊に差込む）。各指とも半ば先に別材を短く。

右前膊は、肘上方から手首まで大略一材製。ただし右肘辺の外側から前膊肘付近の上面部は割損し、分離して補修のうえ再接合したとみられる。右手首先別材製、手首にマチ材を挟む。両脚部は横木一材製。裳先に別材を短く。体部背面の衣端に小材を短く。また、像底地付周りに複数の薄い小材を短く足す。

表面は漆箔仕上げとし、髪際のみ木尿を盛りあげる。像の現状の漆箔は当初かどうか不明であるが、かなり古いものと考えられる。

〈光背〉 針葉樹材。彩色・漆箔。

頭光・身光は正中左右二材製。頭光の中心部分は一材製。身光は中央を刳り抜く。中央下端は欠失。現状全体に暗褐色を呈するが、頭光・身光の圈帯部に白色を基調とした花文が残り、文様は宝相華文とみられる。この彩色文様はある程度古いものと考えられるが、当初とは断定できない。頭光・身光とも縁は漆箔仕上げとする。光脚は、前面のみ当初で大略横木一材製。ただし正面向かって左上半部は別材製後補（二二×七×一・八センチメートル）。

記 録 （光背身光部背面左側墨書）

西洛正法山妙心寺裡鄰華院下

退休庵主

祖連

貞享五戊辰七月初二日 謹再興

（光脚部背面墨書）

薬師如来并左右両尊

十二神将再興施主之

連名

西京妙心寺裡 周伯

同 宗恕

同妙心役人 赤沢寿鏝

同 同姓寿硯

京大工 若狭

同菓子屋 播磨

同菓子屋 山城

同瓦師 加賀

同八百屋 道林

同左官 三四郎

同麩屋 宇兵衛

同箱物屋 長右衛門

同材木屋 清兵衛

同鍊物屋 久右衛門

同鍛冶屋 喜左衛門

同塗師 助右衛門

同金屋 藤右衛門



光脚部背面墨書（部分）



光背

伝
来

同八百屋
木辻檜皮屋
九右衛門
清左衛門

右
同

智清恵見尼
梅窓栄林尼

貞享五戊辰之歲
七月初二日

(一) 願成寺は臨濟宗に属し、寺伝では奈良時代和銅年間の開創というが、寺の



後脚部背面墨書 (15 頁の続き部分)

創建や本像の造立に関する確実な史料はない。

(二) 光背裏面に記された墨書により、貞享五年(一六八八)にこの薬師像と日光・月光両脇侍・十二神将が妙心寺鄰華院退休庵主祖連によって再興されたことが判明する。日光・月光・十二神将像についてはこのとき制作されたとみられる。

(三) 平成二九年七月、京都府暫定登録文化財に登録。

時代 平安時代
説明

亀岡市願成寺の本尊で「並河薬師」として信仰を集めている薬師如来坐像で、平安初期の制作と考えられる。

頭体幹部から、左腕は肘まで、右腕は上膊までを含めて、針葉樹材の一枚から彫出し、両脚部に横一枚を寄せる構造で、平安時代初期一木彫像の特徴を備える。像本体は一部補修がみられるものの、両手先や数か所の小材を除いておおむね当初材を残していると考えられる。光背の頭光・身光及び光脚前面も当初のものを残している。像表面の漆箔層や、光背二重円相部の彩色層も、当初と断定はできないもの相当古いものを残しており、保存状態はおおむね良好といえる。

その造形はきわめて素朴なもので、洗練された造形とは異なっているが、腰高のプロポーションで、胸や脚部には量感があり、肩の張ったブロック状のシルエットに特徴がある。また衣は非常に厚みのあるもので、独特の迫力のある造形が認められる。ただし、着衣のまとい方には不合理なところがあり、特に左肩前面に衲衣の衣端をかけるところが、別の布をかけているかのような表現となっている。また、胸の括りなどに概念的な表現がみられるなど、全体にかなり素朴な造形がみとれる。

一方、背面において左肩からかかる衲衣以外の大部分の衣文線を省略する表現は、八世紀末の造像とされる神護寺薬師如来立像（国宝）をはじめとした、平安時代初期の如来像に見られる。また、厚手の衣やどっしりとした量感ある造形は、新潟県佐渡国分寺の薬師如来坐像や岩手県黒石寺の薬師如来坐像（いずれも重要文化財）など、九世紀の特色ある造形を示す作例に通じる。本像は洗練さを欠くところがあるものの、平安時代初期の造形的特徴をとどめた地方的作例と捉えることができ、丹波地域で造像された可能性も十分想定できる。

本像は従来、造形に大規模な彫り直しがなされて当初の造形をとどめていないとされ、その要因として、平安時代初期の薬師悔過における祈雨法や止雨法の本尊として、像を大堰川に浸す荒々しい行法が行われた可能性を推測する意見があった。ただし、先述のように本像は概ね当初の造形を保っており、像の大規模な破損や水

損の痕跡も確認できないため、像の保存状態とこれらの行法を関連づけることは難しい。なお、両手先が後補に変わっており、当初說法印を結んでいた阿弥陀など他の尊像として造られた可能性はあるものの、両手を前に差し出す形は神護寺薬師如来立像に例があることなどを考えると、本像が薬師如来像として造られたとみても良いと思われる。そのため、薬師悔過などの平安時代初期の薬師信仰との関わりを有していた可能性は想定できる。

光背は、二重円相部および光脚部前面の大半が当初のものである。頭光・身光部の表面には彩色による宝相華文があらわされ、教王護国寺の西院不動明王像（国宝）の光背の文様との類似が指摘されている。平安時代に遡る光背とともに現存する点でも貴重な作例である。

このように本像は、素朴ながら魅力ある異色の造形を示す平安時代初期の一木彫像として貴重なものであり、平安時代初期彫刻の多様性を顕著に示す遺品として推奨される。また、当初の光背もあわせて伝わり、平安時代初期の造形をとどめる貴重な作例として高い価値を有するものである。その造像の背景は詳らかでないものの、本像の伝来する願成寺は丹波国分寺と大堰川を隔てて相対する位置にあり、丹波地域の平安時代初期の造像や古代の仏教文化を考える上でも非常に高い資料的価値を有するものである。

（桑原 正明）

〈参考文献〉

亀岡市史編纂委員会編『新修亀岡市史』資料編第四巻 平成八年

中野玄三「神護寺薬師如来立像再論―丹波国分寺周辺の古代彫像を参照して―」（同『続日本仏教美術史研究』思文閣出版）平成一八年



像底



面部左側面



面部正面



全身背面



全身右側面

蒲生野古墳出土品

(考古資料)

京丹波町

保管：公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター

向日市寺戸町南垣内四〇の三

一、銅鏡	一面
仿製鏡	一面
仿製内行花文鏡	一面
一、石釧	二箇
一、車輪石系石釧	一箇
一、玉類	七箇
管玉	一〇一箇
ガラス小玉	一箇
一、鉄製品	二箇
鉄斧	二箇
鉄刀子残欠	三点
鉄鎌	一箇
鉄鉈残欠共	三箇
用途不明鉄製品残欠	二点
一、木棺	一点
木棺残欠	一点
附 下層遺構出土品	
一、玉類	九箇
管玉	一箇
ガラス玉	一箇

一、弥生土器

広口壺残欠 二点

水差残欠 一点

甕残欠 二点

時代 古墳時代(附：弥生時代)

説明

本資料は、船井郡京丹波町蒲生に所在する蒲生野古墳の埋葬施設から出土した一括資料及び、下層遺構の弥生方形周溝墓埋葬施設、周溝の一括出土資料である。

蒲生野古墳は平成二四年度に宅地造成に伴う立会調査中に不時発見された古墳であり、京丹波町教育委員会を主体として、急遽、発掘調査が実施された。蒲生野古墳は須知川左岸に位置する丘陵先端に位置し、複数の古墳が存在したとされる蒲生野古墳群中の一基であるが、現地表面で墳丘の確認できる古墳は周辺には所在しておらず、古墳群としての構成の詳細は不明である。

調査により見つかった蒲生野古墳は埋葬施設のみが遺存しており、墳丘については既に削平され、規模・形態を示す遺構は残されていなかったが、周辺の地形と埋葬施設の関係から直径ないし一辺が四〇メートル前後の大型円墳もしくは方墳と考えられている。

埋葬施設は東西方向に主軸をもつ木棺直葬形態をとり、墓壇の大部分は削平されているものの二段墓壇の形状を呈している。下段墓壇には長さ六・五メートルを測る長大な割り抜き系木棺が納められていたと考えられている。西小口が垂直に立ち上がることから、割竹形木棺と判断され、銅鏡に付着した状態で木棺残欠一点が出土した。

副葬品は、棺内の三箇所から検出されている。西小口付近から銅鏡一面、車輪石系石釧一箇、鉄斧一箇、鉄鉈残欠二点、鉄刀子残欠二点、鉄鎌一箇が、中央から銅鏡一面、石釧二箇、管玉七箇、ガラス小玉一〇一箇、鉄刀子残欠一点、用途不明鉄製品残欠二点、東端で鉄斧一箇が原位置のまま検出された。

銅鏡は二面出土している。棺中央部で出土したのは型式不明の仿製鏡で、径七・六センチメートルを測る。劣化が進み文様を確認することは困難であるが、紐座周辺に圏線と思われる高まりがある。縁は平縁である。西小口で出土したのは仿製内行花文鏡で、径九・一センチメートルを測る。鑄上り、銅質とも良好である。通常八箇所の連弧が一箇所施されているのが特徴的である。紐から外縁にむけ、凸線、退化した有節文帯、凸線の計三条の圏線が配され、内区には連弧文、外区と内区の間には一条の凹線を施し、外区には二条の鋸歯文帯を配する。文様には一部模糊とした箇所が見られ、手擦れの可能性が示唆される。縁は平縁である。

石釧は中央部で二箇出土した。いずれも緑色凝灰岩製である。石釧一は緑灰色を呈する。材質の特徴から北陸産と判断される。外径八・二センチメートル、高さ一・九センチメートルを測り、上段斜面には一六〇条の櫛目状沈線を施す。下方側面には二段の匙面が施されている。石釧二は暗緑灰色を呈し、外径約七・三センチメートル、高さ二・二センチメートルを測る。材質の特徴から北陸産の材を畿内に持ち込み生産された個体と考えられている。上段斜面には一七六条の櫛目状沈線を施す。上段と下段の境界には一条の沈線を挟み、下段には一段の匙面を施している。

車輪石系石釧は中央部で一箇出土した。薄い青みを帯びた灰褐色を呈する滑石製である。外径約一一・七センチメートル、内径約六・〇センチメートル、高さ一・二センチメートルを測る。上面には内帯に鏝戸状櫛歯状文五三段を刻み、外帯には全周を一六分割した複合鋸歯文を施す。底面は内帯に櫛歯状文二一八条、外帯には上面同様、全周を一六分割した複合鋸歯文を刻む。

玉類には、中央部から出土した管玉七箇とガラス小玉一〇一箇がある。管玉は直径約〇・五センチメートル、長さ約一・七センチメートル、厚さ約〇・二センチメートルを測る。材質は緑色凝灰岩であるが、やや軟質である。ガラス小玉は直径約〇・三センチメートル、厚さ約〇・二センチメートル、長さ約一・七センチメートルを測る。材質は高アルミナソーダ石灰ガラス九三箇、低アルミナソーダ石灰ガラス一箇、カリガラス六箇、不明一箇がある。色調は



蒲生野古墳出土品 (銅鏡・石釧)

高アルミナソーダ石灰ガラス製がややムラのある淡青色を呈し、低アルミナソーダ石灰ガラス製も淡青色を呈するが、微細な濃青色の粒子がみられる。カリガラス製も淡青色であるが、アルミナソーダ石灰ガラス製に比して透明度が高い。

鉄製品は、農工具が中心であり大型鉄製武器が含まれていない点が特徴的である。鉄斧には西小口出土の鉄斧一と東端出土の鉄斧二がある。鉄斧一は袋状鉄斧で、全長一〇・九センチメートルを測る。袋部よりやや幅の広い刃部を有するが、肩部の張りは明瞭ではない。鉄斧二は板状鉄斧で、全長一一・二センチメートルを測る。刃部は片刃である。また基部に木目が直交する木質が観察され、柄を装着した状態で副葬されたものと考えられる。

鉄刀子は残欠が三点出土している。二点は西小口で出土した。鉄刀子一は刃部先端、鉄刀子二は柄の破片で、刃部中央を欠く同一個体の可能性がある。鉄刀子一は

刃部幅二・四センチメートルを測る。布目痕跡が残っていることから布にくるまれた状態で副葬されたものと考えられる。鉄刀子二は柄の木質が遺存していることから、刀装具に装着された状態であったと判断できる。中央部から出土した鉄刀子三は、刃部先端を欠損した状態である。残存長八・一センチメートル、刃部幅一・五センチメートルを測る。木質等の付着は確認できない。

鉄鎌は直刃鎌が一箇、西小口部分で出土した。全長一〇・二センチメートル、刃部幅約二・五センチメートルを測る。折り返し部には直交する木質が確認され、柄を装着した状態であったと判断される。

鉄鉈は、西小口部から残欠の状態で三点が出土している。鉄鉈一は刃部及び柄部の破片で、残存長七・三センチメートルを測る。鉄鉈二は柄部の破片である。鉄鉈一・二は同一個体と考えられる。柄などの装具痕跡は確認されない。鉄鉈三は残存長一六・二センチメートル、刃部幅一・一センチメートルを測る。柄部に有機質の柄の痕跡が付着する。

用途不明鉄製品は残欠二点が中央部で出土した。両者とも形状は棒状で、断面形状は方形である。このうち一点は、法量から鉄針の可能性がある。また、有機質状の物質が付着している。

蒲生野古墳の近隣は、蒲生野古墳の築造以前の弥生時代中期にも墓域として利用されており、方形周溝墓一基及びその埋葬施設である木棺墓一基、さらに無区画の木棺墓一基が検出されている。蒲生野古墳埋葬施設に隣接するため、蒲生野古墳の下層遺構と考えられる。方形周溝墓の発掘調査では、埋葬施設から管玉九箇、ガラス玉一箇が一括で出土した。また、周溝から弥生土器の広口壺残欠二点、水差残欠一点、甕残欠二点が出土している。

上記のうち、ガラス玉の出土が注目される。弥生時代後期には京都府北部でガラス製品の出土数が増加するが、中期の出土事例としては府内初の事例で、近畿地方全体でも本例を含めて三例に過ぎない貴重な資料である。

蒲生野古墳出土品は、これまで古墳の調査事例が少なかった丹波山地において初



車輪石系石釧



下層遺構出土玉類 (左端がガラス玉)

めて内容が明らかになった首長墳の一括出土品で、地域を代表する首長の権威を示す資料群として貴重である。出土品の中でも、車輪石系石釧の存在は特筆に値する。同種の石釧は千葉県七廻塚古墳、同県草刈三号墳に事例があるが、近畿地方中央部には類例がない形態のものである。非常に丁寧に作られた一群の石製品であり、関東地方で製作された可能性が指摘されている。車輪石系石釧は、優品であるだけでなく、当時の地域間交流の一端を示す資料である。

また、下層遺構である弥生方形周溝墓出土品は、弥生時代中期の葬送を示す一括資料として価値を有し、さらに同時期では類例の少ないガラス製品を含む。

以上のように、蒲生野古墳出土品及び下層遺構出土品は、京都府における古墳時代及び弥生時代の文化を示す資料として、高い学術的価値を有する。

〈参考文献〉

京丹波町教育委員会『京丹波町埋蔵文化財調査報告書』第一集 平成三〇年

(古川 匠)

無形民俗文化財

相楽木綿さがなかもめん

保護団体 相楽木綿の会

所在地 相楽郡精華町精華台六の一（相楽木綿伝承館内）

無形民俗文化財の概要

相楽木綿は、明治初期から昭和初期にかけて相楽郡相楽村（現在の木津川市相楽地区）を中心に生産されていた絁文様で木綿を織る織物の技術である。日常着として南山城地域を中心に、大阪府、奈良県、滋賀県などに流通していたが、第二次大戦中に糸など原材料の入手が困難になったことを境に技術はいったん途絶えた。その後、昭和六〇年代に行われた衣生活の調査や平成一六年（二〇〇四）に府立山城郷土資料館で行われた特別展等をきっかけに復元され、現在相楽木綿の会が伝承活動をを行うなど、その手織り木綿技術を伝えている。

相楽地区は、大和街道と木津川水運の河川港であった木津宿の西に位置し、南は奈良山丘陵が広がるなど奈良県と県境を接する。江戸期は稲作を中心に畑作物として綿の栽培を行っていたが、明治三九年（一九〇六）刊行の『京都府相楽郡相楽村是』によると、明治期になると米や麦の他に茶、サツマイモ、柿、蜜柑など多様な産品を生産していたことがわかる。中でも織物は「農家の副産物中第一位」と記すなど、当時の重要な生産品とされ、その種類は「木綿縞」や「絹綿交織」といった名称が確認できる。

相楽木綿の由来は、江戸末期に奈良晒を賃織りしたことが始まりで、明治初期になると奈良晒から白木綿の製織に変わり、数年後には縞木綿を織り始めたと伝えられている。奈良晒は、高級麻織物として江戸期から全国に知られた奈良の特産品で、主に武士が着用した袴や帷子に用いられた。原料の苧麻を細い糸にして柔らかく織り上げ、晒し作業で純白に仕上げるのを特徴とし、京都や江戸など都市部に出荷して



大和機で相楽木綿を織る様子

いた。中でも製織は奈良町の他に周辺農村で行われ、近接する木津宿や南山城の村々においても農閑稼ぎとして広く行われていた。その後、明治期に入ると奈良晒の需要が激減する一方、都市部において庶民の普段着として木綿の需要が高くなり、相楽地区では木綿の製織へ舵を切った。

相楽木綿の生産は、モメンヤ(木綿屋)と呼ばれた織元を中心に、拵括り、コウヤ(紺屋)、賃織りの分業体制で行われた。モメンヤは原料糸の購入に始まり、拵柄の決定と拵括りへの指示、コウヤで染め上がった糸の糊付け、地糸と拵糸を整経してチキリに巻く作業などを行い、賃織りに渡すまでの様々な準備から、織り上がった製品の販売までを行ういわゆる織元業であった。また、拵括りとコウヤは相楽、賃織りは相楽の他、鹿背山、吐師(以上、木津川市)、山田、狛田、祝園(以上、精華町)、三山木(京田辺市)の各地区で行われていた。

相楽木綿の特徴は、第一に大和機及びその改良機であるチョンコ機を使用して織ることと独特の柔らかい風合いであること、第二に多彩な色糸を組み合わせて織り出す拵柄にある。大和機とは、奈良晒の賃織り時代から使用していた傾斜高機で、経糸のテンションが西陣系高機に比べて緩く遊びがあり、麻のような伸縮性の少ない繊維の織物を早く効果的に織るのに適している。その後、生産性を高めるため飛び杼のついたチョンコ機と呼ばれる高機を使用するようになり、経糸のテンションは大和機ほどではないものの、独特の柔らかい風合いを残した織物となっている。また、相楽木綿は白生地から始まり、紺無地、縞柄と時代の需要に合わせて様々な生地を生産していたが、中でも柄が藍地で多色の色糸縞と拵を組み合わせた色糸縞拵木綿は他地域の拵木綿にはない特徴である。縞縞に一色から二色、経縞に二色から五色の色糸に拵糸を組み合わせることで多彩な柄を生み出すことができ、落ち着いた藍地をベースにした上品さと華やかさを兼ね備えた織物となっている。

京都府の統計資料によると、大正末から昭和初期にかけて平均五千反ほど生産していたが、満州事変が起こった昭和六年(一九三二)以降は平均二千反弱の生産高で推移した。その後、戦争の機運が高まる中、昭和十二年(一九三七)以降の統計

がなく生産量の推移は確認できないが、戦時下において統制経済や配給制により原料となる糸の仕入れが困難となり、生産は衰退していったと考えられる。モメンヤの中には戦後直後も手元にあった糸で生産、販売を行ったところもあったというが、長くは続かず、次第に忘れさられていった。

相楽木綿が再び知られることになったのは、昭和六二年から三カ年かけて行われた京都府立大学の衣生活調査であった。調査成果が報告書に紹介されたことをきっかけに、収集家が相楽地区で収集した生地を保存と普及を目的に府立山城郷土資料館へ寄贈、その後それらの資料を含めた展覧会が同館で企画され、平成一六年に特別展『相楽木綿―南山城の木綿と綿作―』を開催した。同展において大和機の仕組みを紹介する展示を縁に、終了後技術の復元を目指して翌年相楽木綿の会を立ち上げ、同館を拠点に活動を始めた。

相楽木綿の会は、経験者への聞き取り調査を重ねる一方、染織文化の専門家とともに原資料の調査及び生地の復元作業を行いながら、技術の復元を行った。その成果は地元市民文化祭などで展示等を行うなど広く公開している。平成二二年(二〇一〇)から現在のけいはんな記念公園内に開館した相楽木綿伝承館に移り、一般の来場者や子どもたちへの啓発活動を行うとともに伝承者の育成に力を注いでいる。伝承者養成を目的として行われている相楽木綿機織り教室は、現在初級・中級・上級・専科・研究科の五コースに分かれて製織技術の向上につながる仕組みとなっており、研究科を卒業した受講生の中から会員となる方が出るなど、徐々に成果を挙げている。

相楽木綿は、江戸末期頃から始まった奈良晒の製織技術に由来し、明治初期以降相楽地区を中心に色糸と拵糸の組み合わせによって生み出される拵木綿の生産技術である。その特徴は、テンションの緩い大和機や改良機であるチョンコ機で製織することで柔らかい風合いであったこと、藍地に多彩な色糸と拵糸が作り出す華やかな文様であったことで、戦中にいったん途絶えた。昭和六〇年代以降の調査をきっかけに、相楽木綿の会が設立され、技術の復元と伝承者の養成に力を注ぐ中、着実

に次の世代へと継承するべく活動を行っており、南山城地域の生活文化を伝える貴重な民俗技術である。

(向田 明弘)

〈参考文献〉

奥村萬亀子 『京に「服飾」を読む』染織と生活社 平成一〇年

京都府立山城郷土資料館 『相楽木綿―南山城の木綿と綿作―』特別展図録 平成一六年

横出洋二・福岡佐江子 「相楽木綿」事始め―京都府立山城郷土資料館『相楽木綿』展の機織りの取り組み― 日本織物文化研究会誌「はた」 平成一七年

横出洋二 「相楽木綿と奈良晒―相楽郡における織物産業の歴史的背景―」『京都市民俗』二三号 平成一八年

横出洋二 「京都府織物産業における相楽木綿」『京都府埋蔵文化財論集』五集 平成一八年

福岡佐江子 「相楽木綿」復元の取り組み」日本織物文化研究会誌「はた」 平成三〇年

相楽木綿伝承館 『相楽木綿伝承館一〇周年記念誌』令和元年

史跡

みねやまはんしゅきようごくけぼしよ
峯山藩主京極家墓所

京丹後市峰山町字吉原六九番の一部

個人・常立寺

説明

峯山藩は、関ヶ原の合戦後、慶長五年（一六〇〇）に丹後国に入封した京極高知が没した後、同一国一二万三千二百石が、次男（宮津藩約七万八千二百石）、三男（田辺藩約三万五千石）、養子（峯山藩約二万石）の三兄弟に分領されて元和八年（一六二二）に成立した。現在の京丹後市峰山町吉原の権現山麓に所在した峯山陣屋を政庁として、旧丹後国のうち中郡一九箇村ほか約一万三千石を領した。

峯山藩初代藩主を務めた京極高通は、旗本でありながら参勤交代を行う朽木家の出身で、父朽木信綱、母京極高知妹の次男として生まれた。徳川秀忠に小姓として仕え、元和二年（一六一六）に三千石を支給された後、高知の遺領を継いで大名となった。このような血縁関係もあって、惣領家の宮津藩が改易になり、同じ支藩である田辺藩京極家が但馬豊岡へと転封になる中、峯山藩は立藩以来、幕末の廢藩まで高通の嫡流が同藩を領した。

京極家の墓所は、陣屋の南に位置する常立寺（浄土宗）境内に立地する。同寺は同家代々の菩提寺であった寺院で、墓所は、境内の背後にあたる丘陵斜面の谷状地形の一部を削って平坦面を造成して墓域としている。

同地には峯山藩主初代の高通から、先代当主である第一四代の高鋭（昭和五一年没）および妻典子（平成三〇年没）に至るまでの墓石が造立されている。墓所入口は、京極家紋章入りの薬医門並びに築地塀で寺の境内から区画されており、大名家

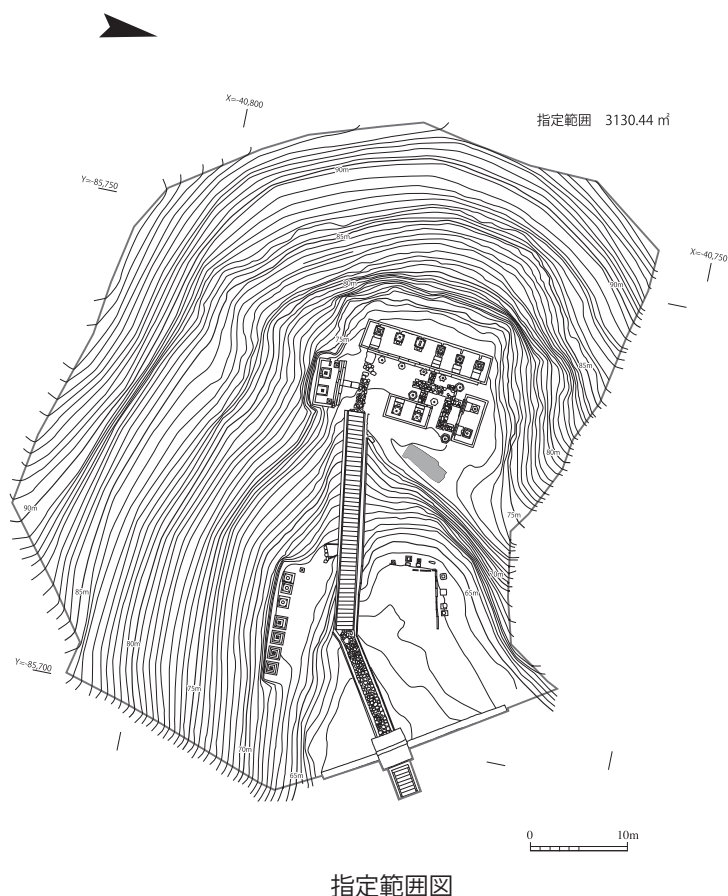
墓所として独立した墓域を形成している。

門から歴代藩主墓所の奥に至るまでの間は、約一五メートルの石畳と約二五メートルの石段で結ばれており、墓所は大きく上段、中段、下段の平坦面で構成されている。上段は初代から一二代及び一二代妻の墓所、中段は七代息、一〇代妻、一一代生母と一二代から一四代及び一四代妻の墓所、下段は藩主及び妻を除く縁者ほかの墓所である。

上段は本墓所の中核をなす部分で、各代の墓石等が完存している。上段の墓石は凝灰岩を主体とする延石により画された四つの区画に分かれており、延石上には後世に補ったコンクリート製の玉垣が設置されている。ただし延石にはほぞ穴が穿たれていて、ごく一部には延石と同質の凝灰岩の玉垣も残されており、以前から玉垣があった可能性は高い。

主要区画である西側の区画には、初代高通、二代、三代、六代、七代、一〇代の墓石が立ち、北側の区画には四代・五代、東側の区画には八代、九代、南側の区画には一一代夫妻の墓石が立つ。また各区画の前方には一定墓石と対応する計一〇基の石燈籠が立っている。また西・北側区画の斜面裾には雨落溝が廻っているほか、石段最上端から各区画に至る平坦面には石畳が敷かれている。雨落溝と石畳は、垣下部の基礎とともにその一部が現在土砂に埋没している状況にある。

初代から一〇代までの墓石の形状は、四代のものが燈籠形であることを除いては、方柱の墓標の上部に笠石を乗せ、基部に二段の方形基壇を備えることが共通している。また高さも約二メートルと概ね規格を合わせており、材質は四代の石板を除いて全て花崗岩であることも共通する。ただし細部を見れば、初代の笠石のみは妻側にあたる正面に家紋を陽刻しているが、他は宝形造屋根を模した形状で家紋を施さないことのほか、二〜六代の笠は起り七〜一〇代は反っていること、笠石頂部の宝珠の形状が各々で異なること、基壇は、初代のみ家紋が陽刻され上段石を三段としていることなどの点で異なっている。また一一代高富夫妻の墓石は、頂部が尖る方柱形である。これらの相違点からは、各代における造立時毎に、墓石が製作された



指定範囲図

ものと考えられる。なお四代の燈籠竿にはめ込まれている石板は、現在位牌形の砂岩製石板であるが従前は銅板であったと伝わっている。銅板は現在常立寺に保管されており、竿部にはめ込む細工がなされているものである。

中段には、七代息、一〇代妻、一一代生母と一二代高致、一三代、一四代夫妻の墓石七基と石燈籠一基が立つ。中段は七代息の墓石から造成が始まったと考えられるが、一二代の墓石を立てる際に上段が拡張できないため、中段が拡張されたと思われる。最も新しい一四代の妻であった典子氏の墓石は平成三〇年三月に造立されている。

また下段には、五代高長息女の墓石のほか、大正年間の京極姓を持つ男女の墓石、石仏など八基が立つており、当主と妻を除く近縁者などの墓域となっている。またこの下段には、歴代の位牌を納めた位牌堂があったが、近年の台風で倒壊したと伝わっている。

『寛政重修諸家譜』によれば、初代高通は寛文五年（一六六五）に近江国水口城において没し、峯山光明寺（後に寺号を常立寺と改める）に葬られている。その後二代高供、四代高之は常立寺に、三代高明、五代高長は江戸深川の靈巖寺に葬られたとする。これをみれば江戸の埋葬地とは別に、国元においても墓所が営まれたことが判るが、国元で没した藩主においても、現在の墓石の下に亡骸が埋葬されたかについては未詳である。また一二代の藩主高富（明治二年没）の代から、その妻正子（明治一七年没）が同一区画に埋葬されている点は、近代以降に京極家における墓制が変化したことを知ることができる。

なお平成二七年に上段の大名が三本倒れ、巻き込まれる形で墓石等の多くが倒壊した。その際初代、三代、四代、五代、八代の墓石は倒壊、九代は墓石が移動、燈籠は一基を残し全て倒壊し玉垣も大半が倒壊したが、墓石と石材の対応関係を把握した上での修復が可能な状況にあったため、玉垣を除く墓石・燈籠は旧状に復旧された。また墓域の清掃などの維持管理については、旧峯山藩士の子孫が中心となった地元組織によって行われている現状にある。

以上にもみるように峯山藩主京極家墓所は、峯山藩主京極家初代から第一四代に至る京極家歴代当主の墓所である。京極家は初代から廢藩置県まで二二代の同家当主が藩主を務めてきたこともあり、歴代藩主の墓石が一同に揃っていること、位牌型の墓石を用いて整然と立ち並んでおり、保存状態も良いことなどから、府内を代表する近世大名家墓所であるといえる。また現在も京極家と旧峯山藩士による組織によって護られている経過を鑑みた時、近世峯山藩時代の記憶を現代に継承する地域の拠点としても評価することができ、史跡としての価値は高く、指定により長く保護を図ることとする。



墓所中段

【参考文献】

京丹後市編 『峯山藩関係史料集』 京丹後市史資料編 平成二三年
京都府立丹後郷土資料館秋季特別展 『丹後京極氏と肖像画の世界』 図録 平成一三年

（吹田 直子）



上段墓所平面配置図



墓所遠景



墓所上段

令和元年度指定文化財一覽

(一) 建造物

名称及び員数	構造及び形式	建立年代	所有者	所在の場所	指定書番号
新殿神社 二棟 本殿 末社八王子社	一間社流造、銅板葺 附 棟札（一枚） 天文拾六年丁未十一月十三日年預衆の記がある 一間社春日見世棚造、銅板葺	天文二六年（一五四七） 〔棟札〕 一六世紀中期	新殿神社（相楽郡 精華町大字山田小 字医王寺）	相楽郡精華町 大字山田小字 医王寺	府指建 第三百三十九号

(二) 美術工芸品

種別	名称及び員数	製作年代	所有者	所有者の住所	指定書番号
彫刻 考古資料	木造薬師如来坐像 蒲生野古墳出土品 一、銅鏡 一、仿製鏡 一、石製内行花文鏡 一、石系石釧 一、車輪石系石釧 一、玉類 一、管玉	平安時代 古墳時代	願成寺 京丹波町	亀岡市河原林町勝林 島稻荷五一 亀岡市大井町並河一 丁目三五の一四 船井郡京丹波町蒲生 八ツ谷六二の六（公 益財団法人京都府埋 蔵文化財調査研究セ ンター保管）	府指彫 第五十九号 府指考 第三十八号
絵画	絹本著色仏涅槃図	南北朝時代	極樂寺	亀岡市河原林町勝林 島稻荷五一	府指絵 第七十三号
種別	名称及び員数	製作年代	所有者	所有者の住所	指定書番号

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術・文化的景観件数一覧（その1：指定・決定・選定 R2年4月1日）

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	無形民俗文化財			記念物				合 計	全文化財環境保 全区保	（選定保存技術）	（文化的景観）	總 計				
		建造物棟（基）数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計	風俗慣習		民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	天然記念物及び名勝跡	史跡及び名勝跡						小計			
指 定	57	△2 9	△6 16	2	4	7	△1 1	△1 1				△2 15	(認定1) 1		△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2			△0 11	△6 40	15			△6 55
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		△1 2	1		△1 17				2	4	△0 6	△1 2	3	1			△1 6	△4 38	9			△4 47
	59	△1 7	△3 18	△1 3	3	2		1	△1 1		△2 10			1	1	△1 6	△1 7	2	△1 3	1			△1 6	△5 31	11			△5 42
	60	△2 7	△4 11	3	3	2		△1 2	1		△1 11						△0 0	2	1	2			△0 5	△3 23	4			△3 27
	61	△1 10	△15 39		1		1	1			△0 3						△0 0	△1 2	1	△1 2			△2 5	△3 18	5			△3 23
	62	3	8	3	3			△1 4	2		△1 12						△0 0	1	1	1			△0 3	△1 18	4			△1 22
	63	△1 3	△6 11	3	3	1		3	1		△0 11						△0 0		1	1			△0 2	△1 16	1	(認定2) 1		△1 18
	元	4	9	2	1			△1 2	1	1	△1 7	(認定1) △1 2	△1 1				△0 0		1	1			△0 2	△3 16	1			△3 17
	2	1	1	1	△1 1	4		5	1		△1 12				3		△0 3		1	1			△0 2	△1 18	2	(認定2) △2 2	(認定1) △1 1	△3 22
	3	6	△1 12	3	2	4	2	1			△0 12	(認定4) △3 4					△0 0						△0 0	△3 22				△4 23
	4	△1 4	△4 16	1	1				1		△0 3						△0 0	1		1			△0 2	△1 9	1			△1 10
	5	5	13	1	1	1	1		1		△0 5						△0 0		1				△0 1	△0 11	1			△0 12
	6	△1 2	△5 9	2	△1 2	1		3		1	△1 9	(認定2) △1 2					△0 0	△1 1					△1 1	△4 14	1			△4 15
	7	2	6		2	2		2	1	2	△0 9	(認定2) △1 1					△0 0						△0 0	△1 12	1			△1 13
	8	3	6	2	△1 2	1		2		2	△1 9						△0 0						△0 0	△1 12	2	(認定2) △1 2		△2 16
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	1	△0 8	(認定2) 1					△0 0	1					△0 1	△0 13	1			△0 14
	10	3	14	2	1	1		1	1	2	△0 8						△0 0		1				△0 1	△0 12	1			△0 13
	11	2	17	2	2		1		1		△0 6						△0 0		1				△0 1	△0 9	1		(認定1) △1 1	△5 14
	12	△1 3	△1 12	△1 2	△1 1	1		2	1	△1 1	△3 8						△0 0	1					△0 1	△4 12	1			△0 14
	13	5	20	2	1	1	1	1		1	△0 7						△0 0	1					△0 1	△0 13	1			△0 14
	14	4	11	1	△1 1	△1 1	1	1	1	1	△2 7						△0 0	1					△0 1	△2 12	1			△2 13
	15	△1 3	△4 10	△1 1	1	△1 2	△1 2		2		△3 8						△0 0			1			△0 1	△4 12	1			△4 13
	16	3	8	1	1	1	2	2		1	△0 8	(認定1) 1					△0 0			1			△0 1	△0 13	1			△0 14
	17	3	3	2	1	1		1	1		△0 6	(認定2) △1 1					△0 0	1					△0 1	△1 11	1			△1 12
	18	2	11	△1 3	1	2	1		1		△1 8						△0 0		1				△0 1	△1 11				△1 11
	19	2	4	2	1		2				△0 5			1			△0 1						△0 0	△0 8	1		3	△0 12
	20	1	4	1	1	△1 1		1	1		△1 5	(認定3) △1 3					△0 0	1					△0 1	△2 10			2	△2 12
	21	2	10	△1 2	1			1	1		△1 5						△0 0						△0 0	△1 7			2	△1 9
	22	2	2	2	1	1		1			△0 5	(認定4) △1 2					△0 0	1					△0 1	△1 10			1	△1 11
	23	1	9	1	1		1				△0 3						△0 0						△0 0	△0 4			1	△0 5
24	4	6	1	1	1			1		△0 4	(認定1) 1					△0 0						△0 0	△0 9				△0 9	
25	2	4	2	1		3				△0 6			1										△0 9				△0 9	
26	3	4	1	1						2	(認定1) 2												5			1	6	
27	2	3	2	1	1					4													6				6	
28	2	6	3	1		1				5			1	1	2							2	10				10	
29	8	10	3	1	1	1	1	11		18			1	1		1			1			2	30				30	
30	3	5	3	3		1	3			10	(認定1) 1					△0 0		2				2	16				16	
1	1	2	1	1		1		1	3													1	6				6	
計	△13 139	△52 381	△5 73	△5 59	△3 45	△2 17	△5 48	△8 38	△1 14	△22 294	(認定25) △9 20	△1 4	△1 11	△2 13	△3 24	△3 28	△1 20	△1 16	△0 1	△0 0	△5 65	△53 546	△0 68	(認定8) △5 7	△0 10	(認定33) △58 631		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) 無形文化財及び選定保存技術の保持者又は保持(保存)団体の認定数(〇)は、件数に含めない。また、計の認定数は累計数であり、解除された件数を差し引いてはならない(令和2年4月1日現在の認定数は、無形文化財16、選定保存技術3)

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧（その2：登録、暫定登録、合計 R2年4月1日）

種別	有形文化財											無形文化財			記念物					合	区文化財環境保全地区 (決定)	(選定保存技術)	(文化的景観)	総
	建造物	棟数(基)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計	無形文化財	民俗文化	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	天然記念物勝	史跡及び勝					
57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4			1		▲2 12			6	▲0 6					▲0 0	▲4 43				▲4 43
58	7	11		2	1					▲0 3			4	▲0 4		▲1 5			▲1 5	▲1 19				▲1 19
59	▲1 11	▲1 15		2						▲0 2			5	▲0 5		1			▲0 1	▲1 19				▲1 19
60	5	11		2						▲0 2	1	1	5	▲0 6					▲0 0	▲0 14				▲0 14
61	6	9	1	1	2			2	1	1			6	▲0 9					▲0 0	▲0 23				▲0 23
62	4	10			2			2		▲0 4		2	5	▲0 6					▲0 0	▲0 16				▲0 16
63	1	5								▲0 0			4	▲0 5					▲0 0	▲0 6				▲0 6
元	2	8		1						▲0 1	4	2	3	▲0 5					▲0 0	▲0 12				▲0 12
2	2	2	2							▲0 2		1		3	▲0 3				▲0 0	▲0 8				▲0 8
3	1	1								▲0 0			2	▲0 2					▲0 0	▲0 3				▲0 3
4	▲1 4	▲1 5						3		▲0 3			2	▲0 2					▲0 0	▲1 9				▲1 9
5	1	1								▲0 0			2	▲0 2					▲0 0	▲0 3				▲0 3
6	2	3								▲0 0			1	▲0 1					▲0 0	▲0 3				▲0 3
7	2	3								▲0 0		1		▲0 1					▲0 0	▲0 3				▲0 3
8	1	1								▲0 0		1	1	▲0 2					▲0 0	▲0 3				▲0 3
9	1	4								▲0 0		1	2	▲0 3					▲0 0	▲0 4				▲0 4
10	1	2								▲0 0	2		1	▲0 1					▲0 0	▲0 4				▲0 4
11	1	1						1		▲0 1	2		1	▲0 1					▲0 0	▲0 5				▲0 5
12	1	1								▲0 0			1	▲0 1					▲0 0	▲0 2				▲0 2
13	1	1								▲0 0		1		▲0 1					▲0 0	▲0 2				▲0 2
14	1	1								▲0 0			1	▲0 1					▲0 0	▲0 2				▲0 2
15	1	1								▲0 0		1		▲0 1					▲0 0	▲0 2				▲0 2
16	1	1								▲0 0				▲0 0					▲0 0	▲0 1				▲0 1
17	2	3								▲0 0				▲0 0					▲0 0	▲0 2				▲0 2
18										▲0 0		1		▲0 1					▲0 0	▲0 1				▲0 1
19	1	1								▲0 0				▲0 0					▲0 0	▲0 1				▲0 1
20	1	1								▲0 0				▲0 0					▲0 0	▲0 1				▲0 1
21										▲0 0		1		▲0 1		1			▲0 1	▲0 2				▲0 2
22										▲0 0				▲0 0					▲0 0	▲0 0				▲0 0
23	1	3							1	▲0 1				▲0 0		1			▲0 1	▲0 3				▲0 3
24	1	2								▲0 0				▲0 0					▲0 0	▲0 1				▲0 1
25	2	4		1															▲0 3				3	
26~30	平成26年度～30年度は新たな登録が無いため省略。																							
1																								0
計	▲4 90	▲9 155	▲0 8	▲2 11	▲0 9	▲0 1	▲0 8	▲0 1	▲0 2	▲2 40	▲0 12	▲0 24	▲0 46	▲0 70	▲0 0	▲0 1	▲7 7	▲0 0	▲8 8	▲7 220	▲0 0	▲0 0	▲0 0	▲7 220

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。

29	△2 548	△2 548	167	△3 48			20	43	△4 108	11	△7 397			45		0	△1 22	2		2	△1 26	△10 1016		△10 1016						
30	△2 89	△2 89	△1 12	3			4	5	7	1	△1 32			4			5	3			△0 8	△3 133		△3 133						
1	43	43	9	10	1			5	5		△0 30						1	1			△0 2	△0 75		△0 75						
計	△4 680	△4 680	△1 188	△3 61	1		24	53	△4 120	12	△8 459			0	49	0	0	0	0	△1 28	6	0	0	2	△1 36	△13 1224	0	0	0	△13 1224

合計	△13 909	△52 1216	△5 269	△5 131	△3 55	△2 42	△5 109	△1 159	△1 28	△1 793	(認定25) △9 20	△1 65	△1 35	△2 59	△3 94	△3 56	△1 27	△1 23	△0 1	△0 2	△0 109	△5 1990	△53 68	(認定6) △7 7	△0 10	△0 7	(認定33) △58 2075
----	------------	-------------	-----------	-----------	----------	----------	-----------	-----------	----------	-----------	--------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-----------	------------	-----------	------------------	----------	---------	-----------------------

※合計表内の認定数は累積数を表している

令和元年度京都府暫定登録文化財一覽

※文化財の名称には一部略称を使用した。

〈建造物〉

- 【京都市】 ▼金台寺本堂 ▼金台寺表門
 - 【宇治田原町】 ▼巖松院本堂 ▼巖松院書院及び庫裏 ▼巖松院中門 ▼三宮神社本殿 ▼神明神社本殿 ▼御栗栖神社本殿 ▼御栗栖神社透塀門
 - 【京丹波町】 ▼阿上三所神社本殿(下粟野) ▼阿上三所神社本殿(本庄) ▼阿上三所神社拝殿(本庄) ▼唐鞍神社本殿 ▼唐鞍神社境内社八幡宮本殿 ▼唐鞍神社境内社稻荷社本殿 ▼子守神社本殿 ▼酒治志神社本殿 ▼酒治志神社境内社稻荷社本殿 ▼酒治志神社末社蛭子社本殿 ▼酒治志神社神饌所 ▼長楽寺薬師堂厨子 ▼日吉神社本殿
 - 【福知山市】 ▼観音寺本堂 ▼観音寺仁王門 ▼佐須賀神社本殿 ▼佐須賀神社拝所 ▼佐須賀神社撰社愛宕神社本殿 ▼佐須賀神社撰社新宮神社本殿 ▼佐須賀神社撰社清所神社本殿 ▼浄仙寺本堂 ▼浄仙寺観音堂 ▼浄仙寺山門 ▼専福寺本堂 ▼専福寺楼門 ▼東光寺本堂 ▼東光寺楼門 ▼東光寺鐘楼 ▼兵庫神社本殿 ▼本光寺本堂 ▼本光寺楼門
- 〈美術工芸品〉
- 【京都市】 ▼円筒埴輪棺 金比羅山古墳出土(京都府) ▼寺町旧域 墓 ST191 出土品(京都府) ▼寺町旧域 墓 ST215 出土品(京都府)
 - 【向日市】 ▼社額「正一位向日大明神」(向日神社)
 - 【長岡京市】 ▼木造十一面観音立像(勝龍寺) ▼木造菩薩立像(勝龍寺)
 - 【城陽市】 ▼木造天部形立像(長光寺)

【久御山町】 ▼木造菩薩坐像(迎接寺)

【木津川市】 ▼紙本金地著色西王母献桃・明皇楊貴妃並笛図屏風(海住山寺)

▼紙本金地著色明皇撃梧桐図襖(海住山寺) ▼紙本墨画淡彩西湖図(海住山寺)

【笠置町】 ▼紙本著色十卷抄諸天上(笠置寺)

【亀岡市】 ▼緑釉陶器 黒岩1号窯跡出土(亀岡市)

【京丹波町】 ▼木造阿弥陀如来及び両脇侍坐像(細谷区) ▼木造千手観音立像(千手寺)

【綾部市】 ▼木造大日如来坐像(岩王寺) ▼木造金剛力士立像(施福寺)

【福知山市】 ▼絹本著色五大明王像(観音寺「字観音寺」) ▼絹本著色孔雀明王像(観音寺「大江町」) ▼絹本著色弘法大師像(観音寺「大江町」) ▼絹本著色不動明王二童子像(観音寺「大江町」) ▼絹本著色愛染明王像(金光寺) ▼田邊家文書(個人)

【宮津市】 ▼木造阿弥陀如来立像(佛性寺) ▼木造阿弥陀如来立像(長徳寺) ▼加藤家文書(個人) ▼百鳥講文書(百鳥講) ▼銅銭 安国寺遺跡出土(宮津市)

【京丹後市】 ▼縁城寺縁起(縁城寺)

【伊根町】 ▼平田区有文書(平田区)

〈史跡・名勝〉

【舞鶴市】 ▼田辺藩主牧野英成墓所 ▼東山寺庭園

京都の文化財（第三十八集）

令和三年一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育委員会
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課